特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	健康管理（予防接種法）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は、健康管理（予防接種法）事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県稲敷市長

公表日
令和7年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理（予防接種法）に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理WEBシステム（標準化前）、健康管理システム（標準化後）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）　第9条第1項　別表の14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第2条の表（25、27、28、29の項） ・番号法別第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第27条、第29条、第30条、第31条） 【情報提供】 ・番号法第19条第8号　別表第2条の表（25、26、153、154の項） ・番号法別表第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第27条、第28条、第155条、第156条）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・健康増進課　　電話029-892-2000

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　健康増進課　　電話029-892-2000

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は，事前に，暗号化，パスワードによる保護，確実なマスキング処理等を行うとともに，これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークで情報照会を行うことが出来る端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損へのリスク対策として、稲敷市特定個人情報等取扱マニュアルを遵守し、また市の特定個人情報の取扱いに係る安全措置研修を受講し、適切な制度運用と関連書類の管理に細心の注意を払っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二（17，18，19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第13条）	【情報照会】 ・番号法第19条第7号　別表第二（16の2，17，18，19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	健康増進課長　横田　文江	健康増進課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課　　電話029-892-2000	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・健康増進課　　電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課　　電話029-892-2000	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　健康増進課　　電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	Ⅱ　1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月7日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種	事後	
令和3年5月7日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年5月7日	Ⅰ　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第一　10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表第一　10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	
令和3年5月7日	Ⅱ　1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月29日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種	事後	
令和3年12月9日	Ⅰ　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表第一　10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表第一　10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	
令和3年12月28日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号　別表第二（16の2，17，18，19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第二（16の2，17，18，19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づく予防接種者の管理 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理WEBシステム（標準化前）、健康管理システム（標準化後）、中間サーバー	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表第一　10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項　別表の14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法律上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第二（16の2，17，18，19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第12条の2，第12条の3，第13条，第13条の2） 【情報提供】 ・番号法第19条第8号　別表第二（16の2，16の3の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第12条の2第2号，第12条の2の2）	【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第2条の表（25、27、28、29の項） ・番号法別第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第27条、第29条、第30条、第31条） 【情報提供】 ・番号法第19条第8号　別表第2条の表（25、26、153、154の項） ・番号法別表第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　（第27条、第28条、第155条、第156条）	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ　8．人手を介在させる作業　11．最も優先度が高いと考え	項目なし	追加項目対応	事後	評価書様式の変更